

## 金銭を伴わない収入又は支出に係る収支報告書への記載方法

政治資金規正法上、収入又は支出は、金銭、物品に限らず、財産上の利益の收受又は供与とされており、その趣旨は、金銭を伴わない収支についても、政治団体の収支についてはすべてこれを公表し、国民の不断の監視の下に行われるようにすることにある。

したがって、例えば、事務所等の無償提供を受けた場合には、これを時価で見積もった金額を寄附による収入として計上するとともに便宜的に同額を支出に計上し、また、労務等の無償提供を行った場合には、これを時価で見積もった金額を寄附による支出として計上するとともに便宜的に同額を収入に計上することとされている。

(政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ (平成23年3月))

### ○ 検討すべき事項

金銭以外のものによる収入又は支出があった場合、会計上の便宜的処理として支出簿又は収入簿に、当該収入又は支出と同額を計上することとする取扱いは、煩雑であり、また会計責任者等の理解を得られにくく、事務負担軽減を求める意見も多く寄せられている。

また、金銭以外のものによる収入又は支出を計上する場合には、同額の支出又は収入を便宜上計上することになることから、収支の状況を的確に表しているといえないのではないかとの指摘もある。

### ○ 検討の方向性

政治団体の収支のすべてを公開する政治資金規正法の趣旨からすると、金銭を伴わない収支についても会計帳簿や収支報告書に記載することが必要であり、特に寄附については総額に対する規制が存在することからも、重要であると考えられる。

一方、金銭を伴わない収支を計上する場合の上記会計上の便宜的処理は煩雑であり、理解が得られにくいこともあり、収支の状況をよりの確に表す観点から、今後、例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴うものと、それを伴わないものとの記載欄を分け、便宜上の収支の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくことが適当である。

## 【論点】

政治団体が収支報告書を作成する際に、金銭を伴わない収入に係る便宜的な支出の計上又は金銭を伴わない支出に係る便宜的な収入を計上する取扱いは煩雑であり、分かりにくく、事務負担の軽減を求める意見があるが、便宜的な収入又は支出の計上は必要か。便宜的な収入又は支出の計上が省略できるならば、そのためにどのような対応をしなければならないか。

政治団体の収支についてはすべてこれを公表し、国民の不断の監視と批判の元に行われるようにするために、金銭を伴わない収支についても、これを時価に見積もった金額を計上することとされている。

例えば、政治団体が時価X円相当の労務の無償提供を受けた場合、収入として、下記のように記載されることとなる。

〈収支報告書の収入項目別金額の内訳〉

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分			個人
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
・・・	X円	・・・	・・・	・・・	労務の無償提供	

しかし、この記載のみであれば、収支報告書が現金主義を取っているにもかかわらず、金銭の流れがない労務の無償提供について、時価相当額の収入が政治団体に入った形となり、収支がバランスしなくなるため繰越金の額に齟齬が生じる。そこで、下記のような便宜的な支出を計上し、収支をバランスさせる必要性が生じる。

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分				その他の経費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考	
金銭以外のものによる寄附相当分	X円	・・・	・・・	・・・		

また、例えば、政治団体が時価X円相当の物品を寄附した場合、支出として下記のように記載されることとなる。

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			寄附・交付金
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
寄附	X円	...	...	.....	

しかし、この記載のみであれば、収支報告書が現金主義を取っているにもかかわらず、実際には金銭の流れのない物品の無償提供について、時価相当額の支出が政治団体から出た形となり、収支がバランスしなくなるため繰越金の額に齟齬が生じる。そこで、下記のような便宜的な収入を計上し、収支をバランスさせる必要性が生じる。

〈収支報告書の収入項目別金額の内訳〉

(6) その他の収入		
摘要	金額	備考
金銭以外のものによる寄附相当分	X円	...

そこで、昨年の取りまとめを踏まえて、金銭を伴うものと、それを伴わないものにと記載欄を分け、便宜上の収支の計上を要しないものとするなどの検討を具体例（別紙参照）に沿って進める。

その際、寄附の量的制限等、政治資金規正法の根幹にかかわる様々な論点・課題があることから、検討に当たってはこれらを十分考慮することが必要である。

(別紙資料)

- 具体的検討1 労務の無償提供を受けた場合
- 具体的検討2 ソファーを寄附した場合
- 具体的検討3 前払式電子マネー（E d yカード）を使用した場合
- 具体的検討4 S u i c aを使用した場合
- 具体的検討5 クレジットカードを使用した場合
- 具体的検討6 E T Cカードを使用した場合

## 【検討の方向性】

金銭を伴わない支出の様式を作ると、便宜上の収入又は支出を計上する必要がなくなるため、国民にとって分かりやすい収支報告書になり、かつ、会計責任者の事務負担を軽減する方向に進むことも考えられる。

ただし、

- ・ S u i c a 等の前払式電子マネーの利用
  - ・ クレジットカードの利用
  - ・ E T C カードの利用
- } については、それぞれ

簡易な記載が認められており、収支報告書の様式変更をする場合には、簡易な記載の考え方を踏襲するか否かをそれぞれについて判断していく必要がある。例えば、S u i c a 等の前払式電子マネーの利用をした場合は、簡易な記載の考え方を継承すると、金銭を伴わない支出の様式が存在するにもかかわらず、金銭を伴わない支出である乗車券の購入が収支報告書に記載されないことに留意が必要である。

その他に、

- 様式変更後に、当該収入又は支出を様式その2の収入総額又は支出総額に計上するかどうか
- 労務の無償提供等が寄附の量的制限に抵触していないかどうかの確認が煩雑にならないか
- 会計帳簿の記載をどのようにするか

等の重要な論点の検討においては、国民にとっての分かりやすさ、収支報告書作成の簡便さとの比較衡量が必要であり、これらの課題を解決しないまま様式の改正を行うことは困難であると考えられる。

一方、

- 政党助成法の使途報告書に係る支出項目の区分は、政治資金規正法の収支報告書に係る支出項目と同じになっているため、政党助成法との関連に注意する必要がある。

収支報告書の様式については、省令で定められているので、様式を変更するためには、少なくとも省令改正が必要である。また、昭和23年の政治資金規正法制定当時は、経常経費と政治活動費の区分もなかったが、昭和50年から大幅な様式改正で現行の収支報告書の様式の原型ができ、それ以降大幅な様式改正は行われていない。収支報告書の様式については、国会議員関係政治団体

だけでなく、すべての政治団体に関することであり、影響が大きいため、慎重な検討が必要である。

なお、支出項目の区分の分類や企業会計の議論も踏まえる必要があるが、これらについては、平成23年度第7回政治資金適正化委員会において議論する予定。

## 具体的検討 1

政治団体が、160,000円相当の労務を12月20日にAから受けた場合の記載。

### 【従来に記載】

〈収支報告書の収入項目別金額の内訳〉

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分				個人
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
A	160,000円	12月20日	・	・	労務の無償提供	

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分				その他の経費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考	
金銭以外のものによる寄附相当分	160,000円	12月20日	A	・		

### 【検討案】

〈収支報告書の収入項目別金額の内訳〉

(13) 金銭を伴わない収入					
支出した者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
A	160,000円	12月20日	・	・	労務の無償提供による寄附

### メリット

- ・ 便宜的な支出を計上する必要がないので、国民から見て分かりやすい。
- ・ 便宜的な支出を計上する必要がないので、会計責任者に理解されやすい。
- ・ 便宜的な支出を計上する必要がないので、政治団体の支出総額が実態以上に大きくならない。

### 論点・課題

- ・ 様式検討案の記載事項が適切か。すなわち、金銭を伴わないすべての収入について、支出した者の氏名、金額、年月日、住所、職業を記載する必要があるか。

- 金銭を伴わない収入に計上された収入を様式その2の収入総額に計上するかどうか。
- 金銭を伴わない収入に計上された収入を様式その2の収入総額に計上しないとすると、寄附の総額の把握が難しくなるため、様式その2も検討する必要があるのではないか。
- 金銭を伴わない収入を様式その2の収入総額に計上する場合、繰越金の額に齟齬が生じることをどのように考えるか。
- 案のとおりとすると、寄附の量的制限（政治資金規正法第22条、第22条の2）が遵守されているかを確認するために、寄附の内訳と金銭を伴わない収入の二つの様式を確認する必要があることをどのように考えるか。
- 当該収入が寄附であることを明らかにするために備考欄へその旨を記載することによいか。
- 現行の様式では、寄附について、寄附者が、個人、法人その他の団体、政治団体のいずれであるかによって別葉とすることとされていることをどのように考えるか。

## 具体的検討 2

政治団体Aが、100,000円相当のソファを12月20日に政治団体Bに寄附した場合の記載。

### 【従来の記載】

〈政治団体Aの収支報告書の支出別項目の内訳〉

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			寄附・交付金
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
寄附	100,000円	12月20日	B	.....	ソファの無償提供

〈収支報告書の収入項目別金額の内訳〉

(6) その他の収入		
摘要	金額	備考
金銭以外のものによる寄附相当分	100,000円	12月20日

### 【検討案】

〈政治団体Aの収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(5) 金銭を伴わない支出		項目別区分			寄附・交付金
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
寄附	100,000円	12月20日	B	.....	ソファの無償提供

メリット

- ・ 便宜的な収入を計上する必要がないので、国民から見て分かりやすい。
- ・ 便宜的な収入を計上する必要がないので、会計責任者に理解されやすい。
- ・ 便宜的な収入を計上する必要がないので、政治団体の支出総額が実態以上に大きくなる。



## 論点・課題

- ・様式検討案の記載事項が適切か。すなわち、金銭を伴わないすべての支出について、支出の目的、金額、年月日、支出を受けた者の氏名、住所を記載する必要があるか。
- ・金銭を伴わない支出に計上された支出を様式その2の支出総額に計上するかどうか。
- ・金銭を伴わない支出を様式その2の支出総額に計上する場合、繰越金の額に齟齬が生じることをどのように考えるか。
- ・金銭を伴わない支出に計上された支出を様式その13に計上するかどうか。
- ・案のとおりとすると、寄附の量的制限（政治資金規正法第22条、第22条の2）が遵守されているかを確認するために、寄附の内訳と金銭を伴わない支出の二つの様式を確認する必要があることをどのように考えるか。

### 具体的検討 3

政治団体が、10月5日にE d yカードに50,000円をチャージし、12月20日にE d yカードで40,000円のパソコンをBから購入した場合の記載。

#### 【従来の記載】

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			その他の経費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
電子マネーのチャージ	50,000円	10月5日	ビットワレット株式会社	・・・	

(2) 経常経費（人件費を除く）の内訳			項目別区分		備品・消耗品費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
パソコン	40,000円	12月20日	B	・・・	電子マネーによる購入

※「収支報告書の手引き」において、備考欄に「電子マネーによる購入」である旨を記載することが望ましいとされている。

〈収支報告書の収入項目別金額の内訳〉

(6) その他の収入		
摘要	金額	備考
金銭以外のものによる支出相当分	40,000円	

※その他の収入は、100,000円以上の支出について収支報告書において明細を報告することになっているが、ここでは便宜的に記載している。

## 【検討案】

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			その他の経費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
電子マネーのチャージ	50,000円	10月5日	ビットワレット株式会社	・・・	

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(5) 金銭を伴わない支出		項目別区分			備品消耗品費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
パソコン	40,000円	12月20日	B	・・・	

E d yカードでの支払いについては、支出の目的が多様であるため、チャージ時点だけの記載を認める簡易な記載が認められていない。そのため、現金の流れを記載しつつ、政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を達成するために、前払式電子マネーに現金をチャージした時点でその分を支出に計上し、電子マネーを利用した時点でその分を支出に計上し、同額を便宜的に収入に計上することとなる。

### メリット

- ・ 便宜的な収入を計上する必要がないので、国民から見て分かりやすい。
- ・ 便宜的な収入を計上する必要がないため、会計責任者に理解されやすい。
- ・ 便宜的な収入を計上する必要がないので、政治団体の支出総額が実態以上に大きくなる。
- ・ 金銭を伴わない支出に計上された支出を様式その2の支出総額に計上しないならば、政治団体の支出総額が実態以上に大きくなる。

### 論点・課題

- ・ 様式検討案の記載事項が適切か。また、前払式証票等（E d yカード等）で購入した場合には、備考欄への記載が必要か。
- ・ 金銭を伴わない支出に計上された支出を様式その2の支出総額に計上するかどうか。

・金銭を伴わない支出に計上された支出を様式その13に計上するかどうか。

## 具体的検討4

政治団体が、10月5日にSuicaに20,000円をチャージし、12月20日に15,000円分乗車のために使用した場合の記載。

### 【従来の記載】

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		その他の経費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
Suicaチャージ	20,000円	10月5日	JR東日本	.....	

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分		調査研究費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
乗車券	15,000円	12月20日	JR東日本	.....	電子マネーによる購入

※「収支報告書の手引き」において、備考欄に「電子マネーによる購入」である旨を記載することが望ましいとされている。

〈収支報告書の収入項目別金額の内訳〉

(6) その他の収入		
摘要	金額	備考
金銭以外のものによる支出相当分	15,000円	

※その他の収入は、100,000円以上の支出について収支報告書において明細を報告することになっているが、ここでは便宜的に記載している。

### 【簡易な記載】

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		その他の経費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
Suicaチャージ	20,000円	10月5日	JR東日本	.....	

## 【検討案1】

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			その他の経費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
S u i c aチャージ	20,000円	10月5日	J R東日本	.....	

(5) 金銭を伴わない支出			項目別区分		調査研究費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
乗車券	15,000円	12月20日	J R東日本	.....	

## 【検討案2】

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			その他の経費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
S u i c aチャージ	20,000円	10月5日	J R東日本	.....	

前払式電子マネーを利用した場合、本来は、現金の流れを記載しつつ、政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を達成するために、前払式電子マネーに現金をチャージした時点でその分を支出に計上し、電子マネーを利用した時点でその分を支出に計上し、同額を便宜的に収入に計上することとされていた。この考え方に沿うと、検討案1のように、前払式電子マネーに現金をチャージした時点でその分を支出に計上し、電子マネーを利用した時点でその分を金銭を伴わない支出として計上することとなる。

ただし、S u i c a等の前払式電子マネーを電車の利用など交通費に限って使用した場合、1回の支出金額が少額であること、利用目的が限定され支出の目的が明確であることから、現金をチャージした時点のみの記載でも差し支えないとされ、簡易な記載が認められているところ。この考え方に沿うと、検討案2のようにS u i c aにチャージした時点の記載のみになり、変化がないこととなる。

## メリット

- ・ 便宜的な収入を計上する必要がないので、国民から見て分かりやすい。
- ・ 便宜的な収入を計上する必要がないため、会計責任者の理解を得られやすい。
- ・ 便宜的な収入を計上する必要がないので、政治団体の収入総額が実態以上に大きくなる。
- ・ 金銭を伴わない支出に計上された支出を様式その2の支出総額に計上しないならば、政治団体の支出総額が実態以上に大きくなる。

## 論点・課題

- ・ 様式検討案の記載事項が適切か。特に検討案1で、Suica等で乗車券を購入した場合には、備考欄への記載が必要か。
- ・ 従来の記載が、便宜上の収入の計上を要するため煩雑で会計責任者の理解を得られにくいため、簡易な記載を認めているが、収支報告書の様式が変更され、検討案1が認められた場合もなお簡易な記載の考え方を継承した検討案2が認められるのか。
- ・ 検討案2が認められないならば、現在の簡易な記載よりも複雑な記載を会計責任者に求めることになることをどのように考えるか。
- ・ 検討案2を認めるのであれば、金銭を伴わない支出の様式が存在するにもかかわらず、金銭を伴わない支出である電子マネーを利用した時点での支出を計上しないこととなるが、例外的取扱いとして適切か。
- ・ 金銭を伴わない支出に計上された支出は、様式その2の支出総額に計上するかどうか。
- ・ 金銭を伴わない支出に計上された支出を様式その13に計上するかどうか。

## 具体的検討5

政治団体が、10月5日にクレジットカードで150,000円のポスターと170,000円のCDをAから購入し、12月20日にカード会社Bに320,000円を支払った場合の記載。

### 【従来の記載】

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			選挙関係費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
ポスター	150,000円	10月5日	A	.....	クレジットカードによる購入
CD	170,000円	10月5日	A	.....	クレジットカードによる購入

※「収支報告書の手引き」において、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨を記載することが望ましいとされている。

〈収支報告書の収入項目別金額の内訳〉

(6) その他の収入		
摘要	金額	備考
金銭以外のものによる支出相当分	150,000円	10月5日
金銭以外のものによる支出相当分	170,000円	10月5日

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			その他の経費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
クレジットカード代金支払い	320,000円	12月20日	カード会社B	.....	

## 【簡易な記載】

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			その他の経費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
ポスター	150,000円	10月5日	A	.....	クレジットカードによる支払 カード会社B 12月20日
CD	170,000円	10月5日	A	.....	クレジットカードによる支払 カード会社B 12月20日

※「収支報告書の手引き」において、備考欄にクレジットカード支払いである旨、口座振替時点等の情報を記載することが望ましいとされている。

## 【検討案1】

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(5) 金銭を伴わない支出		項目別区分			選挙関係費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
ポスター	150,000円	10月5日	A	.....	
CD	170,000円	10月5日	A	.....	

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			その他の経費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
クレジットカード代 金支払い	320,000円	12月20日	カード会社B	.....	



## 【検討案2】

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(5) 金銭を伴わない支出			項目別区分		選挙関係費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
ポスター	150,000円	10月5日	A	.....	クレジットカードによる支払 カード会社B 12月20日
CD	170,000円	10月5日	A	.....	クレジットカードによる支払 カード会社B 12月20日

※現在と同様、備考欄に、クレジットカード支払いである旨、口座振替時点等の情報を記載することが望ましい。

クレジットカードの利用により物品を購入した場合、現金の流れを記載しつつ、政治資金の収支の状況を明らかにするという二つの目的を達成するために、物品を購入した時点でその分を支出に計上するとともに、同額を便宜的に収入に計上し、カード会社に支払った時点で、その分を支出に計上することとなる。この考え方に沿うと、検討案1のように、物品を購入した時点でその分を金銭を伴わない支出に計上し、カード会社に支払った時点でその分を支出に計上することとなる。

ただし、クレジットカードの「一括払い」で物品を購入した場合には、クレジットカードが現金と同等に広く利用され、支払までの期間が比較的短期であることから、クレジットカードにより物品やサービスを購入した時点で、支出目的ごとの支出額を計上するだけで差し支えないとされ、備考欄にクレジットカード支払である旨、口座振替時点等の情報を記載することが望ましいとされ、簡易な記載が認められたところ。この考えに沿うと、検討案2のように、物品購入時点で金銭を伴わない支出の様式に計上し、備考欄にクレジット支払である旨、口座振替時点等の情報を記載することが望ましいこととなる。

メリット

- ・ 便宜的な収入を計上する必要がないので、国民から見て分かりやすい。
- ・ 便宜的な収入を計上する必要がないため、会計責任者の理解を得られやすい。

- ・便宜的な収入を計上する必要がないので、政治団体の支出総額が実態以上に大きくなる。
- ・金銭を伴わない支出に計上された支出を様式その2の支出総額に計上しないならば、政治団体の支出総額が実態以上に大きくなる。

### デメリット

- ・金銭を伴わない支出に計上された支出を様式その2の支出総額に計上しないならば、簡易な記載の考え方に沿った検討案2の場合、クレジットカードを利用した購入が金銭を伴わない支出の様式にしか出てこないため、金銭を伴う実際の支出が報告されず、支出総額が過小な計上となる。

### 論点・課題

- ・様式検討案の記載事項が適切か。特に検討案1について、備考欄にクレジットカードによる購入であることを明記することは必要か（検討案2については従来の簡易な記載と同様。）。
- ・従来の記載が、便宜上の収入の計上を要するため煩雑で会計責任者の理解を得られにくいため、簡易な記載を認めているが、収支報告書の様式が変更され、検討案1が認められた場合もなお簡易な記載の考え方を継承した検討案2が認められるのか。
- ・検討案2が認められないならば、現在の簡易な記載よりも複雑な記載を会計責任者に求めることになることをどのように考えるか。
- ・金銭を伴わない支出に計上された支出は、様式その2の支出総額に計上するかどうか。
- ・金銭を伴わない支出に計上された支出を様式その1・3に計上するかどうか。

記載方法	便宜的な収入計上	支出総額
従来の記載	要	過大
簡易な記載	不要	適正
検討案1	不要	金銭を伴わない支出に計上された支出を様式その2の支出総額に計上しないならば適正
検討案2	不要	金銭を伴わない支出に計上された支出を様式その2の支出総額に計上しないならば過小

## 具体的検討6

政治団体が、10月5日にETCカードで120,000円分A高速道路を利用し、12月20日にカード会社Bに120,000円を支払った場合の記載。

### 【従来の記載】

<収支報告書の支出項目別金額の内訳>

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			選挙関係費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
高速道路利用費	120,000円	10月5日	A高速道路	.....	ETCカードによる購入

※「収支報告書の手引き」において、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨を記載することが望ましいとされている。

<収支報告書の収入項目別金額の内訳>

(6) その他の収入		
摘要	金額	備考
金銭以外のものによる支出相当分	120,000円	10月5日

<収支報告書の支出項目別金額の内訳>

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			その他の経費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
ETCカード代金支払い	120,000円	12月20日	カード会社B	.....	

## 【簡易な記載】

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			その他の経費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
E T Cカード代金支払い	120,000円	12月20日	カード会社B	.....	

## 【検討案1】

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(5) 金銭を伴わない支出		項目別区分			選挙関係費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
高速道路利用費	120,000円	10月5日	A高速道路	.....	

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			その他の経費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
E T Cカード代金支払い	120,000円	12月20日	カード会社B	.....	

## 【検討案2】

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			その他の経費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
E T Cカード代金支払い	120,000円	12月20日	カード会社B	.....	

E T Cカードを利用した場合、現金の流れを記載しつつ、政治資金の収支の状況を明らかにするという二つの目的を達成するために、E T Cカードを利用した時点でその分を支出に計上するとともに、同額を便宜的に収入に計上し、カード会社に支払った時点で、その分を支出に計上することとなる。この考え方に沿うと、検討案1のようにE T Cカードを利用した時点でその分を金銭を

伴わない支出として計上し、カード会社に支払った時点でその分を支出に計上することとなる。

ただし、利用目的が限定されていることから、カード会社に支出した時点の記載だけでも差し支えないと簡易な記載が認められたところ。この考え方に沿うと、検討案2のようになり、変化がないことになる。

#### メリット

- ・ 便宜的な収入を計上する必要がないので、国民から見て分かりやすい。
- ・ 便宜的な収入を計上する必要がないため、会計責任者の理解を得られやすい。
- ・ 便宜的な収入を計上する必要がないので、政治団体の支出総額が実態以上に大きくなる。
- ・ 金銭を伴わない支出に計上された支出を様式その2の支出総額に計上しないならば、政治団体の支出総額が実態以上に大きくなる。

#### 論点・課題

- ・ 様式検討案の記載事項が適切か。特に検討案1において備考欄にE T Cカードによる購入であることを明記することは必要か。
- ・ 従来の記載が、便宜上の収入の計上を要するため煩雑で会計責任者の理解を得られにくいため、簡易な記載を認めているが、収支報告書の様式が変更され、検討案1が認められた場合もなお簡易な記載の考え方を継承した検討案2が認められるのか。
- ・ 検討案2が認められないならば、現在の簡易な記載よりも複雑な記載を会計責任者に求めることになることをどのように考えるか。
- ・ 検討案2を認めるのであれば、金銭を伴わない支出の様式が存在するにもかかわらず、金銭を伴わない支出であるE T Cカードを利用した時点での支出を計上しないこととなるが、例外的な取扱いとして適切か。
- ・ 金銭を伴わない支出に計上された支出は、様式その2の支出総額に計上するかどうか。
- ・ 金銭を伴わない支出に計上された支出を様式その1 3に計上するかどうか。

記載方法	便宜的な収入計上	支出総額
従来に記載	要	過大
簡易な記載	不要	適正
検討案 1	不要	金銭を伴わない支出に計上された支出を様式その 2 の支出総額に計上しないならば適正
検討案 2	不要	適正